

コーポレートガバナンス

ニチレイグループは、持株会社体制のもと株式会社ニチレイの取締役会がグループの戦略を立案し、事業会社の業務執行を監督しています。取締役会の監督のもと適切な資源配分、意思決定の迅速化、コンプライアンスの徹底を推進するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

☒ コーポレート・ガバナンス
https://www.nichirei.co.jp/corpo/management/governance.html

コーポレートガバナンス体制

当社は、持株会社体制において多様な事業を展開する上で、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用しています。取締役の員数を11名以内、監査役の員数を5名以内とし、うち3名の独立社外取締役、3名の独立社外監査役を選任しています。

取締役会と監査役会は効果的に連携を図ることで、業務を執行する執行役員を適切に監視・監督しています。また、取締役会の意思決定事項を法定事項および当社独自の基準で定めた事項に限定する一方、意思決定事項の多くを執行役員を構成員とした「経営会議」に委譲し、取締役会は最重要事項の意思決定と執行役員の業務執行の監督に専念しています。

当社グループの事業特性を熟知している当社の常勤監査役と各事業会社の常勤監査役が協働し、年間を通じて主要事業所の往査を実施し、各事業の実情に即した監査上の指摘を行っています。さらに、往査実施後、各監査役は監査役会および代表取締役に対して把握した問題や課題を報告し、監査機能の強化を図っています。また、当社の独立社外監査役は、

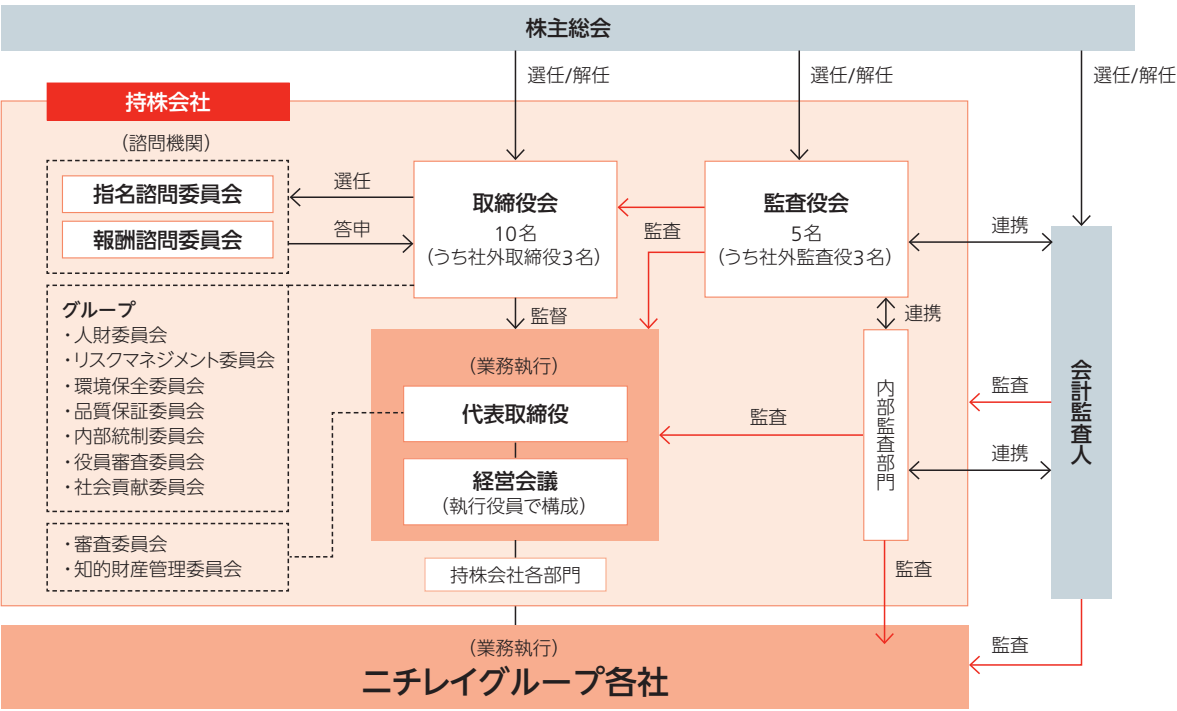
取締役会、監査役会のほか、取締役会の主要な諮問委員会に出席して発言を行い、常勤監査役の往査に適宜同行しています。

なお、2017年度の実効性評価は19回開催しました。

コーポレートガバナンス体制強化の取組み

年度	取組み
2001	● 執行役員制度の導入
2003	● 社外取締役制度の導入
2005	● 持株会社体制へ移行 ● 独立社外取締役3名体制へ ● 女性社外取締役(1名)が初めて就任
2006	● 役員退職慰労金制度の廃止 ● 取締役の任期を1年に短縮
2012	● 監査役5名(うち独立社外監査役3名)体制へ
2015	● コーポレートガバナンス基本方針制定 ● 指名諮問委員会、報酬諮問委員会の設置 ● 取締役会の実効性評価を開始
2016	● 買収防衛策の廃止 ● 女性社外取締役を2名に

(2018年6月26日現在)



取締役会評価の状況

2017年度取締役評価の結果の概要

当社の取締役会は、その実効性を担保するために、必要に応じて外部専門家の支援を受けながら、取締役会の運営状況等に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示することにしております。2017年度の結果の概要は以下のとおりです。

(1) 評価の実施方法

対象者：取締役、監査役(計15名)
時 期：2018年1月下旬から2月下旬
手 法：外部専門家に委託して実施する第三者関与の自己評価方式
具体的には、従来から実施しているアンケートに加え、個別インタビューを併用しました。

1) アンケート

5段階評価と自由記述式回答 12区分(69項目)

【区分】

- ① 取締役会の役割・機能
- ② 取締役会の規模・構成
- ③ 取締役会の運営状況
- ④ 指名諮問委員会の構成と役割
- ⑤ 指名諮問委員会の運営状況
- ⑥ 報酬諮問委員会の構成と役割
- ⑦ 報酬諮問委員会の運営状況
- ⑧ 社外取締役に対する支援体制
- ⑨ 監査役の役割・監査役に対する期待
- ⑩ 投資家・株主との関係
- ⑪ 当社のガバナンス体制・取締役会の実効性全般
- ⑫ 自己評価

2) 個別インタビュー

1)の結果に基づき、それぞれの対象者のアンケート回答内容の確認や深掘り、またはそれ以外の事項について、外部専門家による各30～45分程度の個別インタビューを行いました。

(2) 評価結果の概要

上記のアンケートおよび個別インタビューを踏まえた外部専門家の所見は以下のとおりです。

「取締役会は、その役員構成において一定の多様性が確保され、実際の審議の場面において発言しやすい雰囲気形成されており、議長による円滑な議事進行の下で議論がなされているとの意見が大半であり、全体として取締役会の実効性は相当程度確保されているとの肯定的な意見が多くみられた。また、過去2年にわたり実施された実効性評価において指摘された課題を踏まえた一定の改善が見られるとの意見や、取締役会の実効性は現在において他社と比較しても遜色がないとの意見も多くみられた。その上で、各役員からは、取締役会の実効性をより向上させると

いう観点から改善の余地があると認識している事項について複数の指摘があり、これらの指摘について、今後、取締役会における自己評価において検討することが考えられる。」

当社取締役会は外部専門家からの評価を真摯に受け止め、指摘または提案を受けた事項についての議論を行い、以下のとおり今後の取締役会の運営に反映することにした。

1) 取締役会における議論の更なる活性化のための対応

- ① 社外役員に対する付議事項等に係る事前説明の実施
中立性・独立性を尊重し定例とはしないものの、社外役員の要請に応じて行うことにしました。
- ② 取締役会資料の構成・記載の工夫
付議事項等の基本書式を活かしつつ、要点が分かりやすいように工夫をしたうえで作成することにしました。
- ③ 経営会議への社外役員のオブザーバー参加
弊社の経営会議の目的、位置付けを再確認し、社外役員の要請に応じて参加いただくことにしました。

2) サクセッションプランに関する議論

次世代経営層の発掘・育成などの観点から、議論の環境を整備していくことにしました。

3) 取締役会で取り上げたい議題(要旨)

各取締役の関心が高く、今後、取締役会で取り上げていく議題として、以下項目があることを確認しました。

- ① 中長期経営ビジョン
- ② グローバル人財の育成
- ③ M&A、海外投資案件
- ④ 新規事業への取組み
- ⑤ 品質保証、知的財産関連
- ⑥ 取締役会の付議・報告事項の見直し

当社の取締役会は、アンケートおよび個別インタビューを通して得られた外部専門家の意見に鑑み、当社取締役会は一定の実効性が担保され、また過去に認識した課題についても順次改善が図られていることを確認しました。今後も定期的・継続的に取締役会評価を実施して、実効性を高めてまいります。